

地域包括支援センター運営事業者の選定について

現在、地域包括支援センターを運営している 13 の事業者は、2019 年度に公募型プロポーザルを行い選定したものである。(南第 3 高齢者支援センターのみ 2018 年度に変更)。その際、業務の履行状況が良好であれば、2024 年度まで契約を更新できることとした。

そのため、2025 年度からの運営事業者の選定を行う必要があり、以下のとおり実施することとする。

1 選定方法

(1) 公募型プロポーザルの実施

運営事業者を選定するにあたり、高齢者支援センターは 12 の区域ごとに、医療と介護の連携支援センターは市内全域から募集を行い、事業計画、管理運営方法等について提案を募る公募型プロポーザルを実施する。

(2) 町田市地域包括支援センター運営事業者候補者評価委員会による評価

「町田市地域包括支援センター運営事業者の候補者評価委員会設置要綱」に基づく、学識経験者 3 名で構成される評価委員会にて、事業者の評価を行った後、その評価を参考に、市の職員 5 名で構成されるプロポーザル評価委員会にて、最終的な評価を行う。

(3) 事業者の決定

評価委員会による評価結果をふまえて候補者を特定し「町田市地域包括支援センター運営協議会」の承認を得る。承認後、運営事業者として市が決定する。

2 事業者決定までのスケジュール

以下の 2 点を考慮したスケジュールとする。

- ①募集期間をなるべく多めにとり、新規の事業所にも参入の機会を与え、公平性を保つこと。
- ②人員の確保や相談窓口としての施設整備などセンター設置のための準備期間を十分確保するため、2024 年の 9 月頃を目途に運営事業者を決定すること